税申告はお早めに！

町民税・県民税の申告　　2月16日（火）～3月15日（火）

問合せ：税務課　町民税担当　☎０４９５－７７－２１１６

平成27年度の町・県民税（住民税）の申告がはじまります。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備して、期限内に申告してください。

申告期限（３月15日）間近になると、会場が混雑し長時間お待ちいただくことがありますので、混雑緩和のためできるだけ地区ごとの指定日にお出かけくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

わたしは申告が必要？（下図を参考に確認してください。）

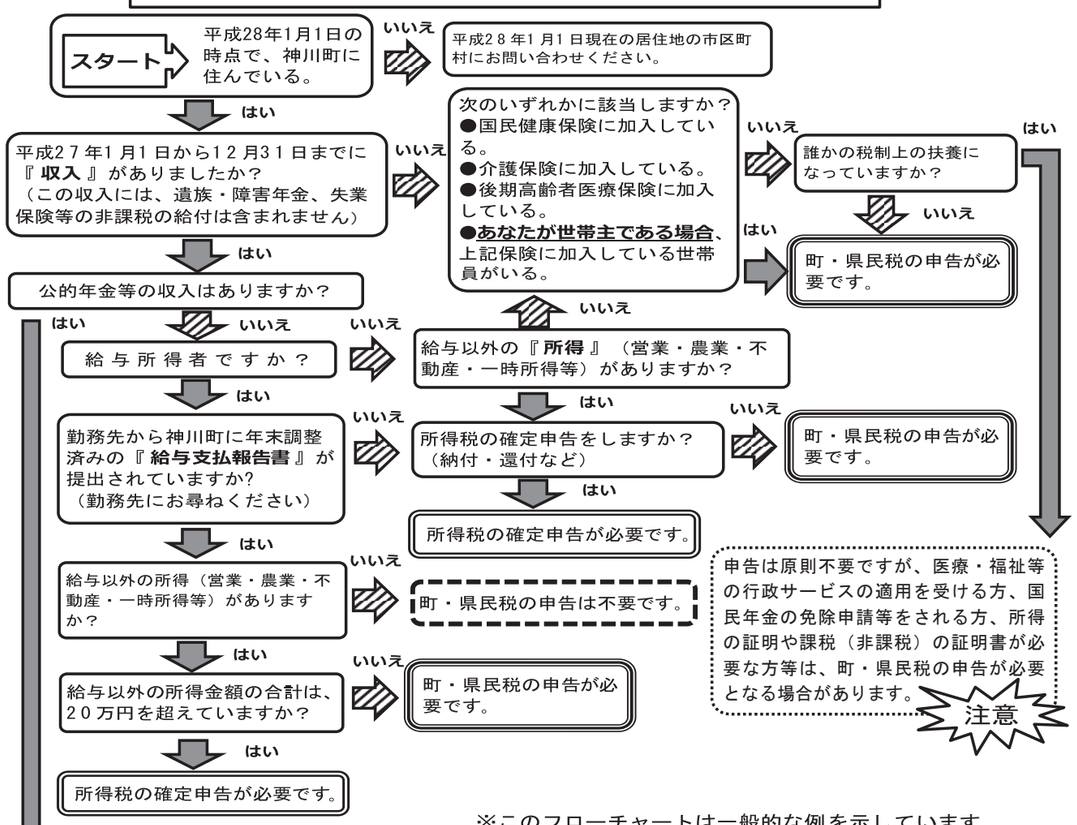

※このフローチャートは一般的な例を示しています

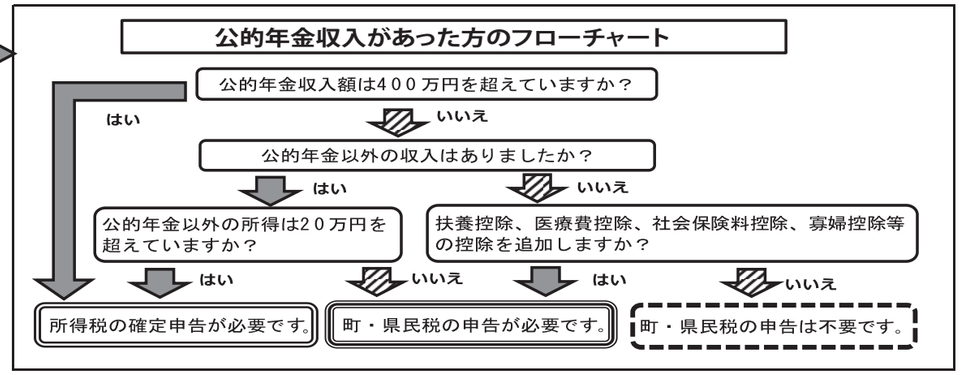

【申告前の準備】

◆医療費控除を受ける場合

平成27年中に支払った医療費の領収書や保険金などで補てんされた金額の集計をしてください。

◆事業所得がある場合

収支内訳書が必要となりますので、内訳書の作成（帳簿の整理・集計）をしてください。

◆不動産所得がある場合

必要経費を証明する書類（不動産所得申告用税額計算書など）を用意してください。

◆併せて所得税の還付申告をされる場合

必ず源泉徴収票原本を用意して、振込先口座番号を確認しておいてください。

◆勤務先で年末調整を済ませた方が新たに社会保険料控除を受ける場合

勤務先に提出した「平成27年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の写しが必要です。

【町で受付できない申告】

次の方は、町の申告会場では申告できませんので、**本庄税務署**で申告をお願いします。

- 青色申告
- 株式等分離譲渡所得申告
- 土地建物等分離譲渡所得申告
- 住宅ローン控除の初回申告
- 雑損控除の申告
- 消費税申告（３月末まで）
- 過年度申告
- その他、税務署受付が適当と思われる申告

申告受付日程表

受付時間：（午前）９時から11時30分まで
（午後）１時から４時まで

日程	曜日	該当地区	申告受付会場
2月16日	火	矢納	矢納センター
2月17日	水	上阿久原	ステラ神泉
2月18日	木	下阿久原	
2月19日	金	渡瀬（本町・仲町）	渡瀬コミュニティ集会所
2月22日	月	渡瀬（上町）	
2月23日	火	新宿・二ノ宮	ふれあいセンター
2月24日	水	池田・前組	
2月25日	木	中新里・新里（中・下）	神川町役場（２階会議室）
2月26日	金	新里（上）	
2月29日	月	小浜・肥土	
3月1日	火	関口・四軒在家	
3月2日	水	貫井・元阿保（稲中・東）	
3月3日	木	元阿保（川西・南・中宿）	
3月4日	金	植竹（第１・第２）	
3月7日	月	植竹（第３・第４）	
3月8日	火	八日市（上・中）	
3月9日	水	八日市（下・東）	
3月10日	木	原新田・熊野堂・元原	
3月11日	金	指定日に都合のつかなかった方	
3月14日	月		
3月15日	火		

～ご注意ください！～

申告会場以外では申告受付を行っておりません。地区ごとの指定日は目安ですが混雑緩和のため、できるだけご協力をお願いします。

【税制改正】

◆ふるさと納税の拡充

ふるさと納税について、特例控除額の上限が所得割額の10％から20％に引き上げられました。ただし、平成27年１月１日以降に寄附した金額が対象となります。

◆住宅借入金等特別税額控除の延長

適用期限が１年６か月延長され、平成31年６月30日までに居住した方が対象となります。

～　国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険加入の方へ　～

各保険の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する被保険者（加入者）の方は、所得割の算定、軽減の判定などのため、所得の申告が必要となります。

なお、**収入がない方でも**、軽減の判定、高額医療費の自己負担限度額判定などに必要ですので、必ず申告をお願いします。